

加治木監督署だより 第19号

(文書内敬称等略)

令和4年9月



1 労働保険事務組合について

雇用保険、労災保険への加入手続や保険料の申告・納付手続、労働者の入社、退社などの届出の事務手続処理を、厚生労働大臣の認可を受けた「労働保険事務組合」が、**事業主に代わって一括して処理**出来ることにしたのが、**労働保険事務組合制度**です。常時使用する労働者の数が、「金融、保険、不動産、小売業」で1人以上50人以下、「卸売、サービス業」で1人以上100人以下、「その他の事業」で1人以上300人以下であれば、委託可能です。詳細は、当署（電話 0995-63-2035）または鹿児島労働局総務部労働保険徴収室（電話 099-223-8276）にご確認ください。

2 令和4年度 全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎えます。全国労働衛生週間の目的としては、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図り、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的としています。実施期間は、10月1日から7日で、スローガンは「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」としております。各事業場の作業の特性に合わせて、労働衛生3管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）の推進等を行ってください。

3 労働相談事例より（解雇について）労務管理は、事業主から見ても労働者から見ても、簡単ではありません。労働者として雇用された場合でも、何らかの理由により、「解雇」となることもあり得ます。解雇理由については、双方、言い分はあると思いますが、労働基準法上は、労働者を解雇する場合は、少なくとも30日以上前に予告するか、即時解雇する場合は、30日分以上の平均賃金を支払うことなどが定められております。ただし、これはあくまで労働基準法上の話のみで、民事的には解雇の理由の正当性・合理性などが問われます。アルバイトやパート労働者であっても同様ですので、ご確認願います。

加治木署管内労働災害発生状況

令和4年8月末日 速報値（新型コロナウイルス感染症を除く）

業種	年 死傷者数 (休業4日以上)	死亡者数	対前年増 減(死傷)	対前年増 減(死亡)
全産業	153	2	-4	+1
製造業	33	0	-1	0
建設業	21	2	+1	+2
陸上貨物 運送事業	22	0	+10	0
第三次	63	0	-21	0
その他	14	0	+7	-1

鹿児島県最低賃金は、
令和4年10月6日より

時間額 853円

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
担当 秋山
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035